

○文部科学省令第二十二号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、大学設置基準及び大学院設置基準の一部を次のように改正する。

平成三十年六月二十九日

文部科学大臣 林 芳正

大学設置基準及び大学院設置基準の一部を改正する省令

（大学設置基準の一部改正）

第一条 大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

目次

〔略〕

- 第十章 共同教育課程に関する特例（第四十三条―第四十九条）
- 第十一章 工学に関する学部^{（一）}の教育課程に関する特例（第四十九条の二―第四十九条の四）
- 第十二章 国際連携学科に関する特例（第五十条―第五十六条）
- 第十三章 雑則（第五十七条―第六十条）

〔略〕

（専任教員数）

第十三条 大学における専任教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数（共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる教授等の数と第四十六条の規定により得られる当該共同学科に係る専任教員の数を合計した数とし、第五条の規定に基づき学科に代えて課程を設ける工学に関する学部にあつては、第四十九条の四の規定により得られる専任教員の数とする。）と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上とする。

第十一章 工学に関する学部の教育課程等に関する特例

（工学に関する学部の教育課程の編成）

第四十九条の二 工学に関する学部を設ける大学であつて当該学部を基礎とする大学院の研究科を設けるものは、当該学部における教育及び当該研究科における教育の連続性に配慮した教育課程（以下「工学分野の連続性に配慮した教育課程」という。）を編成することができる。

改正前

目次

〔略〕

- 第十章 共同教育課程に関する特例（第四十三条―第四十九条）
- 第十一章 国際連携学科に関する特例（第五十条―第五十六条）
- 第十二章 雑則（第五十七条―第六十条）

〔略〕

（専任教員数）

第十三条 大学における専任教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数（共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる教授等の数と第四十六条の規定により得られる当該共同学科に係る専任教員の数を合計した数）と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上とする。

「一章三条を加える。」

2 工学分野の連続性に配慮した教育課程を編成する大学は、当該教育課程を履修する学生が幅広く深い教養及び総合的な判断力を向上させることができるよう、当該大学における工学に関する学部において、工学以外の専攻分野に係る授業科目、企業等との連携による授業科目その他多様な授業科目を開設するよう努めるものとする。

(工学分野の連続性に配慮した教育課程に係る教員の配置)

第四十九条の三 前条第二項に規定する工学以外の専攻分野に係る授業科目を開設する場合は、第十三条に規定する数の専任教員に加え、当該授業科目の実施に必要な教員を置くものとする。この場合において、当該教員については、大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における工学に関する学部以外の学部における専任教員をもつて充てることができる。

2 前条第二項に規定する企業等との連携による授業科目を開設する場合は、第十三条に規定する数の専任教員に加え、当該授業科目の実施に必要な専任教員として、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を置くものとする。この場合において、当該教員が専任教員以外の者である場合には、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の教育研究上の組織の運営について責任を担うこととする。

(課程を設ける工学に係る専任教員数)

第四十九条の四 第五条の規定に基づき学科に代えて課程を設ける工学に関する学部に係る専任教員の数は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数とする。ただし、収容定員が、イにあつては別表第一イの表に定める数、ロにあつては同表に定める数に専攻分野の数を乗じた数に満たない場合の専任教員数は、その二割の範囲内において兼任の教員に代えることができる。

一 当該学部が一の専攻分野のみを有する場合 別表第一イの一学科で組織する場合の専任教員数の表の下欄に定める教員数とする。収容定員が同表の中欄に定める数を超える場合は、その超える収容定員に応じて四〇〇人につき教員三人の割合により算出される数の教

員を増加するものとする。

二 当該学部が二以上の専攻分野を有する場合 別表第一イの二以上の学科で組織する場合の一学科の収容定員並びに専任教員数の表の下欄に定める教員数に専攻分野の数を乗じた数とする。収容定員が同表の中欄に定める数に専攻分野の数を乗じた数を超える場合は、その超える収容定員に応じて四〇〇人につき教員三人の割合により算出される数に専攻分野の数を乗じた数の教員を増加するものとする。

第十二章 国際連携学科に関する特例

第十三章 雑則

第十一章 国際連携学科に関する特例

第十二章 雑則

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(大学院設置基準の一部改正)

第二条 大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

目次

〔略〕

第十章 共同教育課程に関する特例（第三十一条―第三十四条）

第十一章 工学を専攻する研究科の教育課程に関する特例（第三十

四条の二―第三十四条の三）

第十二章 国際連携専攻に関する特例（第三十五条―第四十一条）

第十三章 雑則（第四十二条―第四十六条）

〔略〕

（研究科以外の基本組織）

第七条の三 〔略〕

2 研究科以外の基本組織（工学を専攻する研究科以外の基本組織を除く。）に係る第九条に規定する教員の配置の基準は、当該研究科以外の基本組織における専攻に相当する組織の教育研究上の分野に相当すると認められる分野の専攻に係るこれらの基準（共同教育課程を編成する専攻及び第三十五条第一項に規定する国際連携専攻に係るものを含む。）に準ずるものとする。

3 〔略〕

第九条 大学院には、前条第一項に規定する教員のうち次の各号に掲げる資格を有する教員を、専攻ごと（工学を専攻する研究科以外の基本組織にあつては、当該研究科以外の基本組織）に、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。

一・二 〔略〕

第十一章 工学を専攻する研究科の教育課程に関する特例

（工学を専攻する研究科の教育課程の編成）

改正前

目次

〔略〕

第十章 共同教育課程に関する特例（第三十一条―第三十四条）

第十一章 国際連携専攻に関する特例（第三十五条―第四十一条）

第十二章 雑則（第四十二条―第四十六条）

〔略〕

（研究科以外の基本組織）

第七条の三 〔略〕

2 研究科以外の基本組織に係る第九条に規定する教員の配置の基準は、当該研究科以外の基本組織における専攻に相当する組織の教育研究上の分野に相当すると認められる分野の専攻に係るこれらの基準（共同教育課程を編成する専攻及び第三十五条第一項に規定する国際連携専攻に係るものを含む。）に準ずるものとする。

3 〔略〕

第九条 大学院には、前条第一項に規定する教員のうち次の各号に掲げる資格を有する教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。

一・二 〔略〕

「二章二条を加える。」

第三十四条の二 工学を専攻する研究科を設ける大学院を置く大学であつて当該研究科の基礎となる学部を設けるものは、当該学部における教育及び当該研究科における教育の連続性に配慮した教育課程（以下「工学分野の連続性に配慮した教育課程」という。）を編成することができる。

2 工学分野の連続性に配慮した教育課程を編成する大学の大学院は、当該教育課程を履修する学生が工学に関する高度の専門的知識及び能力を修得するとともに、工学に関連する分野の基礎的素養を培うことができるよう、当該大学院における工学を専攻する研究科において、工学以外の専攻分野に係る授業科目、企業等との連携による授業科目その他多様な授業科目を開設するよう努めるものとする。

（工学分野の連続性に配慮した教育課程に係る教員の配置）

第三十四条の三 前条第二項に規定する工学以外の専攻分野に係る授業科目を開設する場合は、第九条に規定する数の教員に加え、当該授業科目の実施に必要な教員を置くものとする。この場合において、当該教員については、大学院における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学院における工学を専攻する研究科以外の研究科における教員をもつて充てることができるものとする。

2 前条第二項に規定する企業等との連携による授業科目を開設する場合は、第九条に規定する数の教員に加え、当該授業科目の実施に必要な教員として、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を置くものとする。この場合において、当該教員が第九条により置くこととされる教員以外の者である場合は、一年につき四単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の教育研究上の組織の運営について責任を担うこととする。

第十二章 国際連携専攻に関する特例

第十三章 雑則

第十一章 国際連携専攻に関する特例

第十二章 雑則

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

(課程を設ける工学に関する学部に係る専任教員の数に関する経過措置)

2 この省令の施行の際、現に設置されている大学の大学設置基準第五条の規定に基づき学科に代えて課程を設ける工学に関する学部に係る専任教員の数については、当分の間、なお従前の例によることができる。

(大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令の一部改正)

3 大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令(平成三十年文部科学省令第一号)の一部を次のように改正する。

第九章 事務組織等(第四十一条―第四十二

第九章 事務組織等(第四十一条―第四十二

表中

条の三)

第十章 専門職学科に関する特例 (第四十二

条の四—第四十二条の十三)

第十一章 共同教育課程に関する特例 (第四

十三条—第四十九条)

第十二章 国際連携学科に関する特例 (第五

十条—第五十六条)

第十三章 雑則 (第五十七条—第六十条)

条の三)

第十章 共同教育課程に関する特例 (第四十

三条—第四十九条)

第十一章 国際連携学科に関する特例 (第五

十条—第五十六条)

第十二章 雑則 (第五十七条—第六十条)

を

第九章 事務組織等 (第四十一条—第四十二

第九章 事務組織等 (第四十一条—第四十二

条の三)

第十章 専門職学科に関する特例（第四十二

条の四―第四十二条の十三）

第十一章 共同教育課程に関する特例（第四

十三条―第四十九条）

第十二章 工学に関する学部の教育課程に関

する特例（第四十九条の二―第四

十九条の四）

第十三章 国際連携学科に関する特例（第五

十条―第五十六条）

第十四章 雑則（第五十七条―第六十条）

条の三)

第十章 共同教育課程に関する特例（第四十

三条―第四十九条）

第十一章 工学に関する学部の教育課程に関

する特例（第四十九条の二―第四

十九条の四）

第十二章 国際連携学科に関する特例（第五

十条―第五十六条）

第十三章 雑則（第五十七条―第六十条）

に、

第十三章

雑則

第十二章

雑則

を

第十四章

雑則

第十三章

雑則

に改める。